

【参考資料】

SDGsに関する経緯

2015年9月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」が採択されました。この中心にあるのが、17のゴール、および169のターゲットから成る持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、通称SDGs）です。

SDGsとは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。向こう15年間、すなわち2030年までに実行、達成すべき事項を整理しています。



図1. 持続可能な開発目標（SDGs）の概要

図1に示すように、SDGsではゴール1「貧困をなくそう」からゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」まで、17のゴールを掲げており、誰一人取り残されない（no one will be left behind）包摂的（inclusive）な世の中を作っていくことが重要であると強調されています。その目標の達成のためには一部の関係者だけではなく、先進国も含めた、すべての国とすべての関係者（all countries and all stakeholders）が協調的なパートナーシップ（collaborative partnership）の下でこの行動計画を実行に移していく必要があります。

今回採択されたSDGsでは、過去に国連で採択されたMDGs（Millennium Development Goals）策定の際の経験と反省を踏まえて、上述のように国家レベルだけでなく、公民のあらゆるレベルでの取組の重要性が謳われています。ここでいうあらゆるレベルとは、自治体等の準国家レベル、国家レベル、複数の国をまたぐ地域レベル、グローバルレベル（subnational, national, regional and global levels）を指し、従来のMDGs以上に自治体レベルにおける取組に期待が寄せられています。

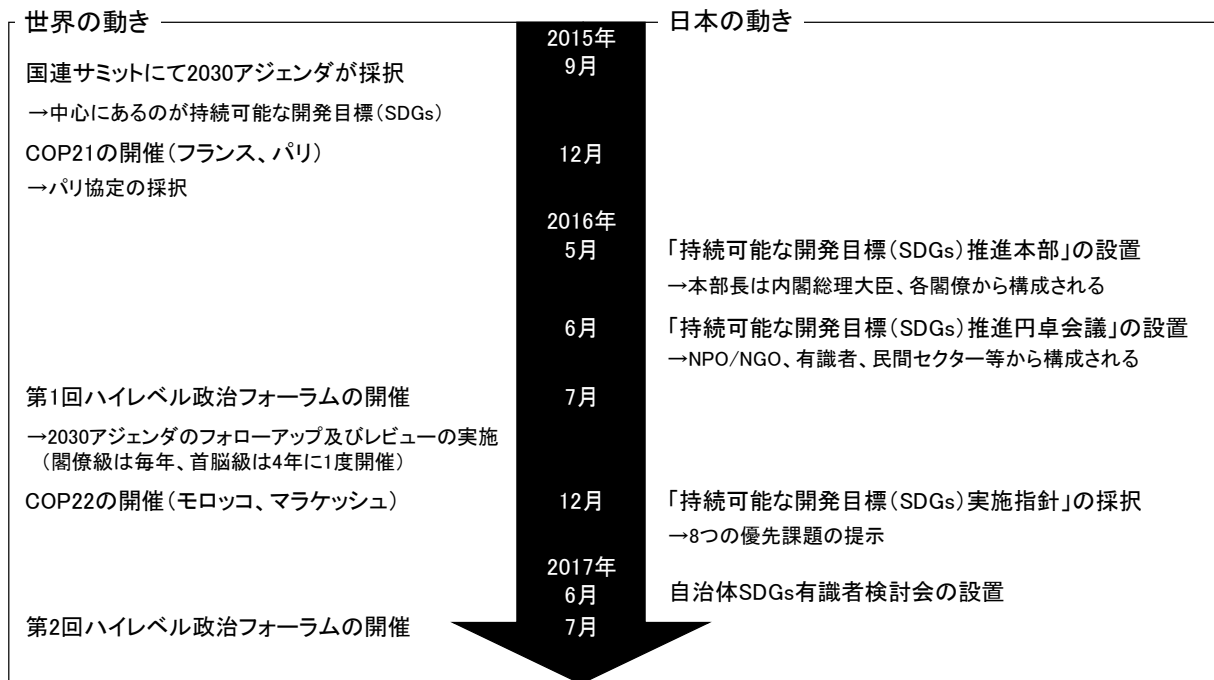


図 2. 2030 アジェンダ採択後の世界と日本の動向

図 2 に示すように、日本では世界の動向を受け、2016 年 5 月に内閣総理大臣が本部長を務める「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が設置され、その下に行政や NPO/NGO、有識者、民間セクター等の関係者が意見交換を行う場として「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進円卓会議」が設置されました。日本においてどのように SDGs を進めていくかという方針に関して話し合いが行われ、同年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が採択されました。

この実施指針は、2030 アジェンダ採択を受け、「持続可能で、強靱、そして誰も取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」をビジョンとして掲げています。以下に示すように、自治体の積極的な貢献が期待されています。

(地方自治体) (SDGs 実施指針 8 頁より引用)

SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs 達成に向けた取組を促進する。

このような動向に鑑みて、2017 年 6 月、「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 (事務局：内閣府地方創生推進事務局)」が設置され、自治体レベルで SDGs に取り組むための方策の検討が行われています。

次頁以降に SDGs の 17 のゴールの詳細を示します。なお 17 のゴールの下に設定されている、より具体的な 169 のターゲットの詳細については、必要に応じて外務省のウェブサイトをご参照下さい。(外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>)

表 SDGs の 17 のゴール¹

目標(Goal)	目標意識文 (原文)
	<p>1. 貧困をなくそう (NO POVERTY)</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ (End poverty in all its forms everywhere)</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに (ZERO HUNGER)</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する (End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture)</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を (GOOD HEALTH AND WELL-BEING)</p> <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する (Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages)</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに (QUALITY EDUCATION)</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all)</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう (GENDER EQUALITY)</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る (Achieve gender equality and empower all women and girls)</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に (CLEAN WATER AND SANITATION)</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する (Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all)</p>
	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに (AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY)</p> <p>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する (Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all)</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も (DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH)</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する (Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all)</p>

¹ 和訳参照：国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所

<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう (INDUSTRY, INNOVATION, AND INFRASTRUCTURE)</p>	<p>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る (Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation)</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう (REDUCED INEQUALITIES)</p>	<p>国内および国家間の格差を是正する (Reduce inequality within and among countries)</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11. 住み続けられるまちづくりを (SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES)</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする (Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable)</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12. つくる責任つかう責任 (RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION)</p>	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する (Ensure sustainable consumption and production patterns)</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13. 気候変動に具体的な対策を (CLIMATE ACTION)</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る (Take urgent action to combat climate change and its impacts)</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14. 海の豊かさを守ろう (LIFE BELOW WATER)</p>	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する (Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development)</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>15. 陸の豊かさも守ろう (LIFE ON LAND)</p>	<p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る (Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss)</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16. 平和と公正をすべての人に (PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS)</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する (Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels)</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう (PARTNERSHIPS FOR THE GOALS)</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する (Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development)</p>